

令和4年度 西原町子育て世帯応援給付金のご案内

子育て世帯の支援のために、子育て世帯応援給付金を支給します！

1. 支給対象者

西原町内に住所を有する以下の3点のいずれかに該当する方

- 令和4年11月30日時点において、平成16年4月2日以降に出生したこどもを養育している方
- 令和4年12月1日から令和4年12月31日までに出生したこどもを養育している方
- 令和4年12月1日から令和4年12月31日の間に町に転入し、平成16年4月2日以降に出生したこどもを養育している方

※ 西原町より児童手当（特例給付含む）の支給認定を受けている方は、申請不要で給付金を受け取れます。児童手当で登録している口座に振り込みいたします。

※ DV被害により子どもと共に避難している方、離婚あるいは離婚協議中により配偶者と別居している方も支給対象となりますので、詳しくは西原町ホームページを確認または下記の問い合わせ先にご相談ください。

2. 支給額 対象児童1人につき、13,000円です。

3. 申請が必要な方・申請方法

- 高校生のみ養育している父母等
- 公務員など職場から児童手当を受給している方
- その他、支給対象者の条件に該当しており、児童手当の支給認定を受けていない方（所得上限超過により児童手当が消滅になった方など）

申請期限：令和5年2月15日（※必着）

申請書に必要書類を添付してこども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

詳細は西原町ホームページを確認してください



【送付先】 〒903-0220 西原町字与那城140-1 西原町こども課 宛

【お問い合わせ】 西原町福祉部 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

「子育て世帯への臨時特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

2023 毎月、西原さわふじマルシェのイベント情報発信します！

1 西原さわふじマルシェ通信

新年明けましておめでとうございます

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。本年も施設一同、皆様にご満足いただけるサービスを心がける所存ですので、何とぞ昨年同様のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

さわふじ
フリマルシェ
1/14
12:00-17:00

サンライズ
やちむん市
1/29
10:00-17:00

“さわふじ広場”利用者募集中！
利用料金 1時間 **1,100円(込)~**
詳しくは管理事務所まで
TEL: 098-945-7411

西原さわふじ
マルシェ
NISHIHARA SAWAFUJI MARCHÉ

うんたま市場
UNTAMA MARKET

イベント情報発信中→

イルミネーション点灯中
18:00~22:00 緑地遊歩道にて
点灯期間：2023年3月いっぱい

うんたま市場 945-5151

今年の初商いは、1月4日(水) 9:00からです

- 新春フェア / 1月7日~9日
- カレーフェア / 1月27日~22日
- タンカンフェア / 1月28日~29日

Flower Garden Project
フラワーガーデンプロジェクト

参加者団体
西原町生活研究会
JAおきなわ西原支店青壮年部
西原町観光まちづくり協会
JAおきなわ西原支店
西原町職員労働組合

コスモス2023年1月上旬頃 開花予定

毎週水曜日
お米の日
お米特売日

毎週木曜日
タマゴの日
タマゴMS(10個入)
128円(税込)
※数量限定 ※無くなり次第終了

戦没者等のご遺族の皆様へ 第11回 特別弔慰金の請求期限が近づいています。 令和5年3月31日までに、ご請求ください。

- 請求がまだの方…
請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、請求がまだの方は、お早めに福祉課窓口でご請求ください。
- 請求がお済の方…
第11回特別弔慰金の決定通知が役場に届くまで、1年半ほどお時間を頂いております。国庫債券が届き次第、請求者のみなさまにご案内いたします。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ】 福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

戦没者等のご遺族の皆さまへ
「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」
のご案内
(第十一回特別弔慰金)
請求期限 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

厚生労働省

令和5年4月に町立小学校に就学予定のお子さまがいらっしゃる保護者の方へ 「入学準備金」に係る就学援助申請案内（就学前申請）

1 対象者 [住所要件] 令和5年4月1日時点で西原町に住所を有し、町立小学校に就学予定の幼児の保護者
[所得要件] 令和4年度（令和3年）分の所得情報をもとに審査が行われます

2 援助内容 就学前申請の結果、認定された場合、下表のとおり援助金が給付されます。

援助費目	入学準備金	学用品費	校外活動費	学校給食費
援助金額	19,900円	11,100円	1,510円	48,400円
備考	令和5年3月に給付	就学後（4月以降）に給付		

※「入学準備金」のみが前倒し給付の対象であり、その他の援助費目は就学後の10月と3月に給付されます。

3 申請方法

就学予定の幼児に兄弟がいて、既に就学援助の認定を受けている場合も、申請が必要です。

- [申請期間] 令和5年1月10日（火）～ 令和5年1月31日（火）
[提出先] 就学先となる小学校の事務室
[提出書類] ① 就学援助申請書
② 保護者（申請者）名義の預金通帳の写し（支店名・口座番号・口座名義が確認できる箇所の写し）
③ 住民票謄本（続柄が記載されているもの／マイナンバー記載は不要）
④ 令和4年度所得課税証明書（各所得控除額などの全部の事項が記載されているもの）
※③及び④の書類については、申請書の裏面事項（収入等世帯の情報を教育委員会が確認すること）に同意する場合は提出不要です。ただし、基準日（令和4年1月1日時点）に西原町に住民登録がなかった方は、④の提出が必須となりますので、基準日に住民登録をしていた市町村で証明書を取得し、添付してください。

4 留意事項

- 申請を行わなかった場合や申請の結果が否認であった場合は、就学後（4月以降）に申請を行うことで、新年度「令和5年度（令和4年）分」の所得情報にて審査が行われ、この時に「準要保護①」と認定されると、「入学準備金」の代わりに「新入学児童生徒学用品費等」を含む上記の援助を受けることができます。
- 令和4年度に就学援助の認定を受けている兄弟がおり、令和5年度も就学援助を希望される場合は、進級後の4月に当該兄弟分の申請を行う必要があります。

申請書→
ダウンロード

【お問い合わせ】 西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039

～新成人の皆さんへ～
20歳になったら国民年金 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方（第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

- ・老後を支える終身保障
- ・万が一の障害や遺族を保障
- ・保険料が控除
- ・基礎年金の半分は国（税金）が負担

学生の皆さんに、おすすめの制度があります!!!
学生納付特例制度（ガクトク）
→学生の間、保険料の支払いを猶予して社会人になってから納める制度です。

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012
日本年金機構 浦添年金事務所 ☎098-877-0343